市民の声がとおる議会を！　県政を！

千葉県議会議員

ふじしろ政夫と共に県政・市政を変えよう！

発行　ふじしろ政夫　　政務調査報告ニュース　２０１３年２月２０日号
〒273-0122　鎌ヶ谷市東初富５－２４－５０　TEL & FAX　０４７－４４５－９１４４
Eメール　masao.fujishiro@zc.wakwak.com　ホームページ　http://e-kamagaya.com/

社会は地域から変えるしかない！

福嶋さんに消費者庁長官の経験を含めて、これからの自治のあり様を語っていただきました。

政権が交代し安倍政権の“国家から物事を見ていく”政治姿勢に対抗するには「安倍政権批判をすればよいのではない」「本気になって自治の為にもがいているのか？本当にやろうとしているのか？私達の市民自治の本気度が問われている」と市民の方向性を示しました。

消費者庁長官として活動した時の福嶋さんの立場を３つの基本として語りました。①官僚社会の中の異物である。②大きな既存の消費者団体の言いなりにはならない。③普通の生活者の立場で消費者行政をおこなったとのこと。

しかし、個々の消費者と結び付く必要があっても、国の機関の中ではそれはできないことが分かったとのことです。「基礎自治体の首長であればトータルに生の消費者と関われる」と福嶋さんのよってたつ位置が語られました。

それ故に「国から社会を変えるのは難しい」「本当に変えるのは地域からしかない」と地域の重要性を示しました。それなのに「その地域が十分に機能していない」と問題点を指摘しました。消費者庁長官として「ひも付きでなく自治体に財源を」と基礎自治体の首長に言っても、ＯＫという首長は 10%弱。ほとんどの首長が「困る。分権は国から地方を切り捨てることだ。ひも付きでないと消費者行政にお金が回らない」と。「自らの判断と責任で自治をやろうとしていない現状が地方自治の限界」と鋭く批判しました。片山 元総務大臣の「自治体の首長はマゾヒストだ。予算を自ら選択せず国に縛られたいと思っている」との弁と相通ずるものを感じました。

市民自治・地方分権一括法が 2000 年から語られていますが、まだまだ自ら本気になって“自治”をやろうと、行政も議会も市民も思っていない状況を突破するためにもそれぞれがモガク必要があると思われました。

選挙制度・政党政治・国の政治に国民一人一人の意思が反映されない、通らない中での地域の重要性。直接民主主義を基礎に地域から社会を変えていく、その市民の力で国のあり様をも変えていく大きなうねりを起こさなければ･･･小田原市の「ほうとくエネルギー株」などにその芽を感じます。

“2%のインフレターゲット”は幸せをもたらすか？

大幅な金融緩和、巨額の投資などで２％のインフレターゲットを掲げてデフレからの脱却を目指す安倍政権。平均株価は 11,000 円以上ですが、円安ですでにガソリンなどは 10 数%も値上がり。社会保障は値切り予算。グローバル企業の利益が出ることが「働く人々の実質収入が増える」ことに直結しなければ幸せなし。

1998 年以降、企業の経常利益が倍になっても賃金がマイナスを続けているのが日本の現状。厚労省の『労働経済白書』の表でも明らかです。

放射性廃棄物は誰が処理？

ホットスポットである東葛地域では、ゴミの焼却灰から高濃度の放射性セシウムが検出されています。8000～10万Bq/k（指定廃棄物）の焼却灰の一時保管場所として手賀沼流域下水道終末処理場空地を県は選定しました。我孫子市・印西市の了解のないまま、昨年の暮れから松戸市、柏市から焼却灰が持ち込まれています。1/6「広域近隣住民連合会」主催の抗議集会が我孫子市布佐南近隣センターで開かれました。

仮設倉庫は15m×30m×5mの鉄骨製シート張り。床は12㎝のコンクリート、遮蔽シートは張ってあるが排水のU字溝はない。耐風速34mで15棟設置されるが1年間分の灰で一杯になってしまうとのこと。松戸市・柏市・流山市から持ち込まれます。

市民からは「台風・竜巻は風速34m以下なのだろうか？浸水マップで5m浸水となっているが放射性物質は流出しないのだろうか？」といった不安の声が出ていました。

住民は柏・松戸・流山の各市長に対して汚染灰の搬入の止りやめ要望書を出したり、公害等調整委員会へ調停申請をしたり、千葉県に対しては16320人の署名をもって白紙撤回を要求したりしています。

千葉県の動きに対しては多くの問題が指摘されました。まず「建築確認申請の仕方」「都市計画法の許可をとらない」といった点に違法性があると。更に、県がもっている建築確認申請書や搬入計画を全く公開しないとのこと。“秘密性・非公開性”の県の体質は問題をこじらせるだけです。地元との合意が前提のはず。公害等調整委員会への内容は①放射性物質を外部に漏出させない構造等を有する施設に②施設の完成、かつ最終処分場を確保するまで搬入しない③2015年3月末限り撤去する。です。

指定廃棄物の処分は本来原発事故で放射性物質を振りまいてしまった東電にあるはず。

指定廃棄物特措法の枠内では自治体の行政と住民が苦しみます。東電が責任を取るべき！

エコテック暴力団と関係

エコテックが銚子市・旭市・東庄町にまたがる産業廃棄物最終処分場（63000㎡）の設置許可を1998年に申請。県は2001年に不許可から許可へ。それに対して住民からの訴訟。地裁では「経営基盤がない」として不許可、高裁では「ミニアセスが実施されていない」と不許可、最高裁で門前払いで不許可決定。

それでも県は1998年の申請は生きているとして今日まで審理しておりました。昨年、議会の中では、民事訴訟判決で明らかになったエコテックの暴力団からの融資について議論。「廃掃法の欠格要件にあたるのでは」「千葉県暴力団排除条例とはどう関係するのか」と。

県はやっと判決文を取得し“1998年頃からエコテックが暴力団より約2億5000万円の融資を受けていた”ことを認めました。そして「暴力団員等がその事業活動を支配する」「申請時、虚偽の記載をしたので、業務に関する不正又は不誠実な行為をする恐れがある」といった廃掃法の欠格要件に該当するとして不許可処分（1/28）にしたのです。

申請者と暴力団との関係が15年間もの間分らずに、住民との間でエコテックへの許可を取り消さず裁判を続けていたことは許可権者・県の審理として許されるのだろうか？住民への責任はどう取るのか？不許可という正しい判断をしたことは評価するが、県庁の体質の問題点を深く反省すべきと思われます。

お知らせ

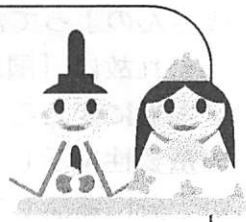

★原発ゼロ　大行動
3月10日(日)　13：00～
日比谷 野外音楽堂

★法律弁護士無料相談
2/23(土)・3/30(土)　13：00～
要予約　ふじしろ県議まで

『2月県議会報告』は4月のニュースでお知らせします